

# いじめ対応策について

平成24年8月9日  
教学指導課心の支援室

## 1 県教育委員会としてすぐに対応するもの

- (1) 知事・教育委員長からメッセージを発信し市町村教育委員会、各学校に周知を依頼する。
- (2) 全ての市町村立・県立学校長へのいじめに関するヒアリングを実施する。
- (3) 各学校で児童生徒、保護者への校内相談窓口及び相談機関（「ひとりでなやまないで」、「子どもの権利支援センター」）を周知する。
- (4) 「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」を作成し市町村教育委員会、各学校に配布する。

## 2 今後の取組

- (1) 各学校でいじめ対策委員会を設置し、いじめ対応マニュアルを整備する。
- (2) 県教育委員会で「いじめ対応の手引」を作成する。

### 【いじめ対応の手引】の内容例

- ・いじめの早期発見の取組について
- ・組織的な対応といじめ対応の手順について
- ・各学校のいじめ対応マニュアルの評価方法
- ・各学校におけるいじめ対応の記録の蓄積と教職員の情報共有のしくみづくりについて
- ・いじめ発見、いじめ迅速対応等についての職員研修の実施について
- ・いじめ対応後におけるいじめ対応マニュアル、職員研修の成果と課題の確認について

## 3 中長期的な取組

- (1) 教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- (2) スクールカウンセラーや総合教育センターの心理士による教職員への相談等の支援のしくみを強化する。
- (3) すべての教育活動において子ども自身の力(自己肯定感や自尊感情)が向上する取組を推進する。
- (4) いじめ対応のための研修を充実させるとともに、県教育委員会でいじめ対応の事例を収集し、職員研修等での活用を図る。

## 4 保護者、市町村教育委員会、学校外機関との連携

- (1) いじめ対応に関してPTA活動等を通じ、保護者の意見を反映する。
- (2) 保護者対象のいじめ発見チェックシートを作成し活用を図る。
- (3) 児童相談所、法務局、警察、医療機関等の外部機関との連携体制を確認する。
- (4) 学校現場と相談関係機関との連携を強化する（こどもの権利支援センター、SC、SSW等）。
- (5) 市町村における「いじめ等対策連絡協議会」等の連携のしくみづくりを推進する。